

執筆者:

[E-mail](#) [伴 真範](#)

1. はじめに

連載第8回では、監査人及び会社秘書役について解説致します¹。

2. 監査人

(1) 監査人の権限等

監査人(Auditor)は、日本の会社法上の監査役とは異なり、後記(3)に記載のとおり、バングラデシュで資格を有する会計士であることが必要とされています。監査人は、会社の帳簿及び会計書類の閲覧権限のほか、貸付に係る担保の適否、取引の適否、会社資産の売却価格、貸付等の適否に係る調査権限等を有します。また、監査人は、会社の会計書類に係る意見を述べる報告書(監査報告書)を作成し、定時株主総会に提出しなければなりません。

(2) 監査人の選任

会社は、監査人を選任することが必要とされ、監査人は、原則として、定時株主総会で選任されます。会社は、当該監査人の選任に係る決議から7日以内に当該監査人に対して、選任された旨の通知を行うことが必要とされ、監査人は、当該通知の受領から30日以内に、RJSCに対して、監査人選任の諾否についての届出を行うことが必要とされます。

監査人の任期は、次の定時株主総会までとされています。但し、次の場合を除き、監査人は、当該次の定時株主総会において再任されるものとされています。

- (i) 当該監査人が再任の資格要件(後記(3)参照)を満たさない場合
- (ii) 当該監査人が会社に対して再任を拒絶する旨書面にて通知した場合
- (iii) 当該監査人に代わり他の第三者を監査人に選任する決議又は当該監査人を再任しない旨を明示的に表示した決議がなされた場合

また、会社は、監査人の死亡、能力欠如、不正行為等を理由として当該監査人を解任する決議を行うことも可能です。

上記にかかわらず、最初の監査人は、会社登録の日から1か月以内に取締役会にて選任する必要があります。当該最初の監査人の任期は、解任等されない限り、最初の株主総会の終了時までとされています。

上記の手続によらず、監査人の選任が行われない場合、当局は、監査人を選任できるとされています。

(3) 監査人の資格要件

監査人は、バングラデシュで資格を有する会計士であることが必要です²。また、当該会社の役職員、当該役職員とパート

¹ なお、連載第1回乃至第7回において定義した用語は、本稿においても同じ意味を有するものとします。

² 法人が監査人となるには、当該法人の社員(バングラデシュで業務を行う者)の全てがバングラデシュで資格を有する会計士であること等が必要とされています。

ナー関係又は雇用関係にある者、当該会社に債務(1000 タ力超)を負担する者、引受資本の額面 5%を超える株式を有する者等は、監査人に就任することができません。

(4) 監査人の報酬

監査人の報酬は、原則として、株主総会の決議、又は株主総会で決定された方法により、決定されなければなりません。但し、取締役会又は当局によって選任された監査人の報酬は、当該取締役会又は当局により決定されます。

3. 会社秘書役

(1) 会社秘書役の権限等

会社秘書役(Company Secretary)は、会社法上の秘書業務及びその他の事務業務を遂行する者であり、その業務を行うためには、バングラデシュ公認秘書役協会(Institute of Chartered Secretaries of Bangladesh)に登録されていることが必要とされています。会社秘書役の役割、権限及び責任については、会社法上の一定の定めがありますが、主として Chartered Secretaries Act, 2010 が会社秘書役の業務や機能を規律しています。

会社秘書役の主な役割や責任として、次の事項があります。

- (i) 新会社を登録するための取締役会議事録の作成
- (ii) 基本定款及び附属定款の作成
- (iii) 当局から新会社設立の承認を得るために必要な書式の作成
- (iv) 会社のコンプライアンスに関する対応
- (v) 定時株主総会の出席及びアレンジ
- (vi) 取締役会決議のアレンジ
- (vii) 株式上場のための書類の作成
- (viii) 当局への法定書類の届出等


(2) 会社秘書役の選任

非公開会社においては、会社秘書役の選任は必要とされてはいないものの、コンプライアンスの観点から任意に選任することも可能です。これに対して、公開会社では、会社秘書役の選任が必要とされています。

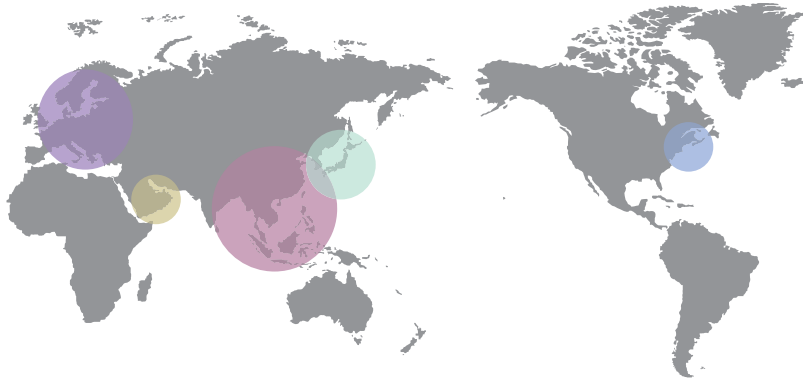
(次号に続く)

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜に合ったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所 広報室 [E-mail](#) 

西村あさひ法律事務所では現在、 国内外に 18 の拠点を設けています。



ニューヨーク

Nishimura & Asahi NY LLP
Tel +1-212-830-1600
E-mail info_ny@nishimura.com

ニューヨーク事務所執行パートナー

山口勝之
ニューヨーク事務所副統括 清水恵
パートナー Stephen D. Bohrer
ニューヨーク事務所パートナー 辰巳郁
浦野祐介
梅田賢

東京

東京都千代田区大手町1-1-2 大手門タワー 〒100-8124
Tel 03-6250-6200 Tel 03-6250-7210 (弁護士法人西村あさひ法律事務所 主事務所)

名古屋

Tel 052-533-2590
社員 藤井宏樹

大阪

Tel 06-6366-3013
社員 井垣太介
廣田雄一郎
白杵弘宗
伴真範
仁木寛志

福岡

Tel 092-717-7300
社員 尾崎恒康
高木謙吾
中川佳宣

ドバイ

Tel +971-4-386-3456
E-mail info_dubai@nishimura.com
パートナー 森下真生

フランクフルト

Nishimura & Asahi Europe
Rechtsanwaltsgesellschaft mbH
Tel +49-(0)69-257-298-800

デュッセルドルフ

Nishimura & Asahi Europe
Rechtsanwaltsgesellschaft mbH
Tel +49-(0)211-5403-9512

E-mail info_europe@eml.nishimura.com
共同代表 石川智也
Dominik Kruse

バンコク

Tel +66-2-126-9100
E-mail info_bangkok@nishimura.com
共同代表 Chavalit Uttasart
小原英志
Jirapong Sriwat

北京

Tel +86-10-8588-8600
E-mail info_beijing@nishimura.com
首席代表 中島あずさ
代表 志賀正帥

上海

Tel +86-21-5280-3700
E-mail info_shanghai@nishimura.com
首席代表 野村高志
代表 木下清太
東城聡

ジャカルタ*1

Walalangi & Partners
Tel +62-21-5080-8600
E-mail info@wplaws.com
執行パートナー Luky Walalangi
Rosetini & Partners Law Firm
Tel +62-21-2933-3617
E-mail info_jakarta@nishimura.com
パートナー 町田憲昭

シンガポール

Tel +65-6922-7670
E-mail info_singapore@nishimura.com
共同代表 山中政人
宇野伸太郎
パートナー 佐藤正孝
煎田勇二
Ikang Dharyanto

ご案内:シンガポール法律事務所であるBayfront Law LLCとのNishimura & Asahi-Bayfront Law Allianceにより、シンガポール法を含んだリーガルサービスを提供しております。

Okada Law Firm(香港)*2

Tel +852-2336-8586
E-mail s.okada@nishimura.com
代表 岡田早織

ハノイ

Tel +84-24-3946-0870
E-mail info_vietnam@nishimura.com
代表 平松哲

ホーチミン

Tel +84-28-3821-4432
E-mail info_vietnam@nishimura.com
代表 大矢和秀
パートナー 今泉勇
Vu Le Bang
Ha Hoang Loc

台北

西村朝日台湾法律事務所
Tel +886-2-8729-7900
E-mail info_taipei@nishimura.com
共同代表 孫櫻倩
張勝傑

*1 提携事務所 *2 関連事務所